

鳥取市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第7号

鳥取市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市保健センター条例施行規則（平成16年鳥取市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中「鳥取東保健センター」及び「鳥取市青谷保健センター」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。